

第6章 病院名の変更について

1 病院名の変遷と構成団体

- 昭和30年10月1日 蒲原町蒲原六本松137番地に開院
『共立蒲原病院』
【構成団体：蒲原町、富士川町、松野村、内房村】
- 昭和31年9月30日 構成団体名変更
「内房村」→「富原村」
【構成団体：蒲原町、富士川町、松野村、富原村】
- 昭和32年3月31日 合併により構成団体加入及び構成団体名変更
「芝富村」「柚野村」「富原村」→「芝川町」
「富士川町」「松野村」→「富士川町」
【構成団体：蒲原町、富士川町、芝川町】
- 昭和33年9月20日 総合病院の名称許可
『共立蒲原総合病院』
- 昭和42年4月1日 由比町加入
【構成団体：蒲原町、富士川町、由比町、芝川町】
- 昭和58年5月1日 富士川町中之郷2500-1へ移転
- 平成18年3月31日 合併により構成団体名変更
「静岡市」「蒲原町」→「静岡市」
【構成団体：静岡市、富士川町、由比町、芝川町】
- 平成20年11月1日 合併により構成団体名変更
「富士市」「富士川町」→「富士市」
「静岡市」「由比町」→「静岡市」
【構成団体：富士市、静岡市、芝川町】
- 平成22年3月23日 合併により構成団体名変更
「富士宮市」「芝川町」→「富士宮市」
【構成団体：富士市、静岡市、富士宮市】

2 病院名の由来

- 共
立
蒲
原
総
合
病
院
- 複数の地方公共団体により設立されたことを意味します。
- 蒲原町で開院したことに由来します。
- 昭和33年に当時の医療法により使用許可されました。ただし、平成8年の法改正で廃止されています。

3 病院名を変更すべき理由について

本計画の大きな目的である経営の安定化を図るためには、常勤医師の招聘が最重要課題です。そのためには、病院名からすぐに当院をイメージしてもらうことが必要です。

当院は、構成市に組織された共立蒲原総合病院組合が運営する自治体病院です。しかし、「共立」という名称を使用している自治体病院は平成27年7月1日現在、全国（全国自治体病院協議会に加入している病院）に当院を含め3病院しかありません。また、民間の病院でも「共立」という名称は広く使われていて、当院が公立なのか、私立なのか分からず、病院の設立母体が曖昧な印象はぬぐえません。

「蒲原」という名称については、「2 病院名の由来について」で述べたとおり、昭和30年に開院した地名（町名）に由来しています。昭和58年に蒲原町から富士川町へ移転した際も、構成団体に「蒲原町」が加入していたことや地域住民に親しまれている名称であったことから、病院名は変更しませんでした。平成18年3月31日の静岡市と蒲原町の合併により「蒲原」は静岡市清水区の地名に存在しています。しかしながら、地方公共団体名としての「蒲原町」は消滅しました。また、平成20年11月1日の富士市と富士川町の合併により、当院の所在地も富士川町から富士市へ変更され、所在地と病院名が乖離しています。

「総合病院」という名称も、「2 病院名の由来について」で述べたとおり、かつては『許可病床数100床以上で主要な診療科（最低でも内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科の5科）を含む病院のこと』でしたが、平成8年の医療法改正により廃止されました。改正前の医療法で主要な診療科とされた5科のうち、産科以外は外来診療を行っていますが、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科については常勤医師が不在で入院診療は行っていません。また、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の外来診療は非常勤医師が行っています。

上記のような様々な事情や地域住民の意向を勘案し、現在の名称である「共立蒲原総合病院」を変更すべきであるかどうかを検討していきます。